

令和7年度 新商品開発支援補助金要綱

～販路拡大を図る商品づくり～

1 目的

地域産業の振興、地場産品の販路拡大及び新規需要の開拓を促進するため、市内に本社、本店等を置く中小企業者、個人事業主等が取り組む商品開発に要する費用の補助を目的とする。

2 補助対象経費

- (1) 新商品を開発するための原材料費、備品等の購入費
- (2) 新商品を包装するパッケージ開発費、既存パッケージの改良費
- (3) その他、会長が必要と認める経費

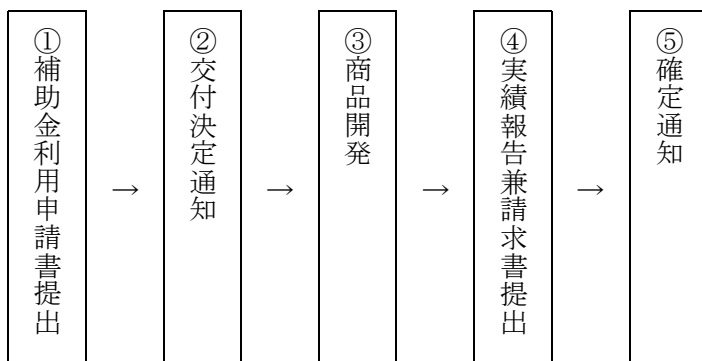
※交付決定前に契約済（購入済）の経費は対象外となります。

※令和8年2月27日（金）までに事業・支払が完了する経費とします。

3 補助率・補助上限額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（税抜き）の2分の1とし、上限を10万円とする。（1,000円未満の端数は切り捨て）

4 補助金申請方法



①の提出時には、事業実施に係る費用の見積もりを添付してください。

④の提出時には「補助金請求書に請求額の内訳が分かる書類（請求書、納品書、領収書など）」の添付が必要になりますので破棄せずに必ず保管してください。また、完成した商品についてサンプル（5つ程度）の提出をお願いします。そのほか、写真撮影などにご協力いただきます。

5 受付期間

令和8年1月30日（金）まで。

※予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。

6 その他

- ・不正な請求が発覚した場合は、補助金額の全額を返還していただきます。
- ・記載事項は今後変更の可能性がありますので、その際は随時ご案内します。

【 問い合わせ先 及び 提出先 】

新発田市産業連携推進委員会事務局（新発田市商工振興課内）

〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3 ヨリネスしばた 6 階

TEL：0254-28-9650 FAX：0254-28-9670 メールアドレス：shoukou@city.shibata.lg.jp